

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画書

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に男性従業員が育児休業を1名以上取得する

<対策>

平成28年4月～ 従業員に対し年1回育児休業の説明会を行う

目標2：所定外労働の免除期間を小学校就学の始期に達するまでに延長する

<対策>

平成28年4月～ 就業規則の改定を行い、従業員に周知する